

京都市告示第 38 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 43 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の徴収事務及び収納事務を委託します。

令和 6 年 4 月 1 日

京都市長 松井孝治

- 1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地  
京都新聞企画事業株式会社  
京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町 239 番地
- 2 京都市公金収納受託者に徴収事務及び収納事務を委託した歳入の種類  
京都市内博物館ガイドブック日本語版「京都ミュージアム探訪」及び英語版「Exploring Museums in Kyoto」の売上代金
- 3 京都市公金収納受託者として指定した日  
令和 6 年 3 月 29 日
- 4 京都市公金収納受託者へ徴収事務及び収納事務を委託した日  
令和 6 年 4 月 1 日

(教育委員会事務局生涯学習部)